

申告予約サイトへの利用者登録

初めて那覇市オンライン申請システムを利用する場合は、事前に利用者登録が必要です。

※既に登録済みの場合は再登録不要です。

1. 「令和 年度申告予約」をクリック。

The screenshot shows the website's main page for tax applications. A red box highlights the '令和 年度 申告予約' (Tax Application Reservation) button. An orange callout bubble points to a link within the '住民税' (Resident Tax) section with the text '枠内をクリック' (Click within the box). Another orange callout bubble points to the '申告予約はこちらをクリック' (Click here for tax application reservation) text with a hand icon.

令和 年度 申告予約

更新日：2024年12月16日

▼ 受付期間および受付会場について
▼ 申告会場（タイムスビル）で申告受付できない方（確定申告が必要な方）
▼ 令和7年度に適用される個人住民税の主な改正点について
▼ スマホで収入なし（0円）申告手続きについて

申告会場（タイムスビル）での申告受付は2万5千円以上の収入がある方のみです。

■ 住民税

- 令和6年度の個人市民税・県民税の特別税額控除（定額減税）について
- 令和6年度 市民税・県民税（住民税）申告に関するご案内
- スマホで収入なし（0円）申告について
- 令和6年度 住民税額シミュレーション
- 令和6年度個人住民税の主な改正点
- 令和7年度 給与支払報告書の提出について
- 令和6年度から森林環境税（国税）が導入されます
- 令和5年度個人住民税の主な改正点
- 納税義務者が亡くなった場合の手続きについて
- 個人市民税・県民税の各種様式（申請書等）について
- 個人市民税・県民税の各種申

申告予約はこちらをクリック

2. 利用者登録がお済でない方は「新規登録」をクリックしてください。

The screenshot shows the user registration page. At the top, there are buttons for 'ログイン' (Login) and '新規登録' (New Registration). A red box highlights the '新規登録' button. An orange callout bubble points to the '新規登録' button with the text '【新規登録】利用者登録がお済でない方' (【New Registration】Users who have not yet registered).

ログイン 新規登録

那覇市オンライン申請システム

【新規登録】
利用者登録がお済でない方

もっと便利に。
もっと簡単に。

那覇市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

3. 画面下の「個人として登録する」をクリック。

で、あなたの知りたい情報をお届けします。

個人として登録する
個人としてご利用の方はこちらから。

事業者として登録する
個人事業主（自営業など）もしくは法人としてのご利用の方はこちら。

4. 「利用規約」を確認し、手続きを進めてください。

 **利用者の新規登録**

利用規約 の確認	メールアドレスの登録	利用者情報の入力	入力内容の確認	本登録の完了
---------------------	------------	----------	---------	--------

利用規約の確認

目的
この規約は、那覇市オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を利用するために必要な事項を定めるものです。

2 利用上の注意
本システムは、この規約に同意されていることを前提に提供しているため、本システムを利用される個人及び事業者（以下、「利用者」という。）は、この規約に同意したものとみなします。本システムを利用する前には、必ずこの規約をお読みください。なお、この規約に同意できない場合には他の申請等の方法にて手続を行ってください。